

高松市 PTA 連絡協議会ブロック研修・活動助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 少子化等により児童生徒が減少する中で、地域的な結びつきのある小中学校を単位として単位 PTA を超えた協力関係を醸成し、PTA 活動をより効率的かつ効果的に実施するための研修その他の活動の支援を行う。

(事業内容)

第2条 PTA 活動をより効率的にかつ効果的に実施するのに必要な研修会等の実施、単位 PTA を超えた協力関係を醸成するための活動等の実施に要する費用の一部を助成する。

(対象事業)

第3条 別表1に掲げるブロックが実施する研修会、講演会、スポーツ大会その他の行事で、ブロック内の各校 PTA が参加するものを対象とする。

(助成金の額)

第4条 ブロックごとに別表2に定める金額及び方法により算定した額を上限とする。

(対象経費)

第5条 報償費(謝礼金、物品購入代金等)、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食糧費(研修会または活動時のペットボトル飲料相当のみ)

(実施期間)

第6条 事業実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとするブロックは、別紙1の申請書に必要事項を記入し、高松市 PTA 連絡協議会(以下、「市P連」という。)事務局まで提出しなければならない。

2 申請書の提出は、事業実施年度の2月末日までとする。

(交付決定)

第8条 市P連事務局は、申請書の内容を精査し、この要綱に合致する事業に対して助成金の交付を決定する。

(助成金の交付)

第9条 前条の交付決定をした場合は、指定日以降に市P連事務局において領収書と引き換えに助成金を交付する。

(事業報告)

第10条 助成金の交付を受けた事業が完了した場合は、事業を実施した年度の翌年度の4月5日までに別紙2の事業報告書を作成し、添付資料とともに市P連事務局に提出しなければならない。

2 事業報告書及びその添付資料は、必要がある場合に公開することがあり、助成を受ける者は、予めこれを承諾したものとみなす。

(額の確定)

第11条 市P連役員会は、事業報告書の内容を精査し、助成金の額を確定する。

2 確定した助成金の額を交付した助成金の額が超過する場合、額の確定の通知を受けたブロックは、市P連事務局の請求に応じ、差額を速やかに市P連に返還しなければならない。

(改正)

第12条 この要綱を改正するには、市P連役員会で議案を承認し、評議員会で出席者の過半数の議決を必要とする。

(その他)

第13条 この要綱に記載のない事項その他の事項については、市P連役員会でこれを定める。

(附則)

この要綱は、平成27年5月9日から施行する。

【別表 1】

No	ブロック名	単P数	単位 PTA 名	No	ブロック名	単P数	単位 PTA 名			
1	桜 町	6	桜町中	9	香川第一	4	香川第一中			
			太田中				大野小			
			栗林小				浅野小			
			鶴尾小				川東小			
			太田小	10	勝 賀	6	勝賀中			
太田南小	下笠居中									
紫雲中	香西小									
附属中	弦打小									
新番丁小	鬼無小									
2	紫 雲	5	亀阜小	11	国 分 寺	3	下笠居小			
			附属小				国分寺中			
			玉藻中				国分寺北部小			
			花園小				国分寺南部小			
			木太小				一宮中			
3	玉 藻	4	木太北部小	12	一 宮 香 香 東 南	8	香東中			
			高松第一中				一宮小			
			直島中				川岡小			
			高松第一小				円座小			
			直島小				檀紙小			
男木小・中	香南中									
4	高松第一	5	屋島中				13	山 田 塩 江	7	香南小
			屋島小							山田中
			屋島東小	川島小						
			屋島西小	十河小						
			庵治中	東植田小						
			庵治小	植田小						
5	屋 島	6	協和中	14	古 高 松 牟 礼	8				塩江中
			前田小				塩江小			
			川添小				古高松中			
			林小				古高松小			
6	協 和	4	木太中	14	古 高 松 牟 礼	8	古高松南小			
			中央小				牟礼中			
			木太南小				牟礼小			
7	木 太	3	龍雲中				14	古 高 松 牟 礼	8	牟礼北小
			三溪小							牟礼南小
			仏生山小							県立高松北中
			多肥小							
8	龍 雲	4								

【別表 2】

事業年度	助成金限度額算定基準
平成27年度～	別表1のブロック1つにつき30,000円 別表1のブロックを構成する学校1校につき1,000円

令和△年△月△△日

令和△年度 高松市PTA連絡協議会ブロック研修・活動事業申請書

ブロック名 ○○○中ブロック
 代表者氏名 ○○小学校PTA
 会長 □□ □□ 印

助成金交付希望額 34,000円

事業名	○○○中ブロック活動事業		
開催日	令和△年. △. △△ 令和△年. △△. △△ 令和△年. △. △	参加者対象者	各校区PTA、青少年健全育成会長、民生児童委員、学校関係者
会場	○○小学校 第1会議室、体育館		
責任者	役職	○○小PTA会長	氏名 □□ □□
	電話	090-1234-5678	
事業内容		助成金の予算書	
第1回 ○○中ブロック専門部会・全体会 (専門部会の年間活動計画立案) ・保健体育部 ・生活指導部 ・母親部		食糧費(お茶代) 5,000円 印刷製本費(コピー代) 1,000円	
第2回 ○○○中ブロックスポーツ大会 種目:ソフトバレーボール [ブロック内各単位PTA間の親睦および情報交換を行う。また体力向上も狙う。]		食糧費(お茶代) 9,000円 報償費(記念品として) 9,000円	
第3回 「ネット依存予防研修会」 保護者として意識を高めるため、専門家による講演会を実施。		報償費(講師謝金) 10,000円	

令和△年度 高松市PTA連絡協議会ブロック研修・活動実績報告書

助成金を複数回に分けて使用された場合は、分けて記入しても構いません。

《例》

第1回専門部会 6,000円

第2回スポーツ大会 18,000円

第3回研修会 10,000円

上記のようにそれぞれの活動ごとに分けて記入してもOKです。

ブロック名 ○○○中ブロック

代表者氏名 ○○小学校PTA

会長 □□ □□ ⑩

助成金額 6,000円

事業名	第1回○○○中ブロック活動事業 専門部会・全体会		
開催日時	令和△. △. △△ (曜日)	参加者数	50人
会場	○○小学校 第一会議室		
事業内容及び事業効果	助成金の支出内容及び根拠資料等		
<p>○○○中ブロック専門部会・全体会を行った。</p> <p>保健体育部、生活指導部、母親部に分かれ、年間活動計画を立てた。また、4校合同で行うブロック挨拶運動の打ち合わせ、各校区の子どもたちの様子や、最近の問題傾向についての意見交換を行った。地区担当民生児童委員や健全育成の方にも参加していただくことにより、地域全体で子どもたちを見守っていくという意識が高まった。</p> <p>ブロック内一斉あいさつ運動は、年間6回行った。</p>	<p>食糧費 (お茶代) 5,400円</p> <p>印刷製本費 (コピー代) 600円</p> <hr/> <p>合計 6,000円</p> <p>必ず助成金額以上の支払をお願いします。もし余った場合は年度末までに事務局までご返金願います。</p>		

- ※ 事業の内容及びこの事業を実施したことによってどのような効果があったのかを具体的に記入してください。
- ※ 裏面に領収書又はレシートを貼付し、支出内容は、例えば「卓球の球 300円」のように貼付した根拠資料に合わせて具体的に記入してください。
- ※ 参加者への案内文と事業実施時の写真を添付してください。
- ※ 助成金の中で活動を1つ以上行った場合は報告書用紙を分けて記入してください。